

熊本県情報公開審査会の答申（平成19年1月12日付け答申第91号、第92号）の概要

（注：Ⓐ＝答申第91号関係、Ⓑ＝答申第92号関係）

1 事案の概要

- (1) 熊本県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「上益城地域振興局が行った農地法第3条許可に係る許可申請書等」の開示請求があった（Ⓐ平成17年1月5日、Ⓑ平成17年8月8日）。
- (2) この開示請求に対して、実施機関（担当：上益城地域振興局農林部農業振興課）は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第7条第2号又は第3号に該当することを理由として、部分開示とする決定を行った（Ⓐ平成17年1月19日、Ⓑ平成17年8月22日）。
- (3) この決定に対して開示請求者から異議申立てが行われた（Ⓐ平成17年2月10日、Ⓑ平成17年9月30日）。
- (4) 実施機関は、この異議申立ての取扱いについて熊本県情報公開審査会に諮問を行った（Ⓐ平成17年4月6日、Ⓑ平成17年11月22日）。
- (5) 今回の答申は、この諮問に対するものである。

2 争点

- (1) 条例第7条第2号（個人情報）該当性
- (2) 条例第7条第3号（法人等情報）該当性

3 当事者の主張の要旨

異議申立人の主張の要旨	実施機関の主張の要旨
<p>○本件と同様の農地法第3条許可関係文書について出された答申第75号を踏まえて開示決定すべきである。答申第75号は、許可申請書等の各項目を検討し、それを個人の事業情報と個人情報に分けている。記載内容を検討し、それが個人の事業情報か個人情報か判断する手法はとっていない。</p> <p>○記載内容によって個人情報になったり、個人の事業情報になったりするのは理解に苦しむ。個人を識別できるものであっても個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するものでなかったら開示すべきである。</p>	<p>○答申第75号では、農業経営と直接関係しない個人に関する情報は条例第7条第2号に該当し不開示とすべきであるが、農業経営に関する情報については条例第7条第3号により開示の要否を判断すべきとされており、本件諮問に係る開示決定は、この答申の内容を踏まえている。</p> <p>○この答申の中で具体的に検討されていないと思われる記述や項目については、「農業経営と直接関係しない個人に関する情報は条例第7条第2号に該当し不開示とすべきである」という判断にしたがって更に開示の要否を判断すべきと考えて決定を行ったものである。</p>

4 答申の概要

(1) 審査会の結論

実施機関が不開示とした部分のうち、審査会が開示相当と認めた部分については開示することが妥当である。

(2) 審査会の判断の要旨

ア 答申第87号との関係

当審査会は、本件と同様の異議申立て案件について、平成14年10月に答申第75号を行い、本件部分開示決定後の平成17年10月に答申第87号を行っている。

答申第87号における開示・不開示の判断基準は、農業経営に直接関係する情報については条例第7条第3号により判断し、農業経営に直接関係しない個人に関する情報については、条例第7条第2号により判断するというものである。

本件諮問に伴い、当審査会で改めて審議したが、同答申の考え方は相当であると考えられる。よって、同答申と同様の考え方に基づいて、今回異議申立てが行われた不開示部分の妥当性について検討した。

イ 開示、不開示の判断

アの考え方に基づいて審議した結果、開示相当と認めた部分は別表のとおりである。

別表

①

(1) 許可申請書

項目	開示すべき部分
「3. 権利を設定し、又は移転しようとする事由の詳細」欄	・法令等の規定により公にされ、又は公にすることが予定されている情報

(2) 農業委員会意見書

項目	開示すべき部分
「譲渡の理由」欄	・法令等の規定により公にされ、又は公にすることが予定されている情報

②

(1) 許可申請書

項目	開示すべき部分
「3. 権利を設定し、又は移転しようとする事由の詳細」欄	・既に「申請当事者の氏名」欄で開示されている部分と同一と認められる情報

諮問実施機関	: 熊本県知事（上益城地域振興局農林部農業振興課）
諮問日	: 平成17年11月22日
答申日	: 平成19年1月12日（答申第92号）
事案名	: 農地法第3条許可関係文書の部分開示決定に関する件（諮問第136号）

答 申

第1 審査会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が部分開示とした農地法第3条許可に係る許可申請書及び農業委員会意見書（以下「本件行政文書」という。）の不開示部分のうち、別表2の「開示すべき部分」欄に掲げるものについては、開示することが妥当である。

第2 諮問に至る経過

- 1 異議申立人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、別表1のとおり開示請求を行い、これに対し実施機関は、条例第7条第2号又は第3号に該当することを理由として、部分開示とする決定（以下「本件部分開示決定」という。）を行った。
- 2 この決定に対して異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、別表1のとおり異議申立てを行った。
- 3 実施機関は、この異議申立てに対する決定を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、別表1のとおり当審査会に諮問を行った。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件部分開示決定を取り消し、異議申立てをした部分について、平成14年10月22日付け熊本県情報公開審査会答申第75号（以下「答申第75号」という。）及び平成14年11月11日付けで実施機関が行った行政文書の開示請求に係る異議申立てについての決定どおりの開示を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、意見書及び口頭意見陳述の中で述べている異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 平成17年10月21日付け熊本県情報公開審査会答申第87号（以下「答申第87号」という。）が答申第75号を踏まえて答申されたことは評価するが、「記載内容が異なれば、同種であっても他の文書について直ちに開示・不開示の結果が適用されるものではない」という見地には同意できない。
- (2) 答申第75号は許可申請書等の各項目を検討し、それを個人の事業情報と個人情報に分けている。記載内容を検討し、それが個人の事業情報か個人情報か判断する手法はとっていない。
- (3) 許可申請書等の各項目には農業経営の内容を記載するよう求められており、処分庁もその記載内容によって処分を行うので、そこに農業経営以外の内容が入り込む余地はない。記載内容によって個人情報になったり、個人の事業情報になったりするのは理解に苦しむ。
- (4) 農業以外の職業は申請人本人・家族を含めて個人情報として不開示の判断をしているが、職業は農業経営が継続できるかどうか、農地取得の有資格者かどうかを判定する有力な農業経営の事業情報である。
- (5) 不開示とされた部分は個人の事業情報の中に個人的なことが書き込まれたものと理解している。個人を識別できるものであっても、「個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するもの」（条例第7条第3号）でなかったら開示すべきである。
- (6) 不開示とされた多くのものは、農業経営の内容を書くべきところを、それとは直接関係のないことが書かれているから、あるいはミス記載だからという理由である。農地法施行規則や農地法関係事務処理要領は不備があれば処分庁に追完又は補正させるよう定めている。自らは規則を踏みにじっておきながら、農業経営とは関係ないことが書かれているという理由で不開示にすることは許されない。

第4 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書等で述べている内容の要旨は、おおむね次のとおりである。

1 農地法第3条許可について

- (1) 農地に係る権利を取得し、又は移転する場合には、農地法第3条第1

項の規定により農業委員会又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この許可のない農地等の取引は、法的効力を有しない。

- (2) 許可申請者（譲受人等及び譲渡人等）は許可申請書に連署して、添付書類と共に申請農地の所在する農業委員会へ提出する。

農業委員会は申請書類等を審査し、総会に諮り、当該申請書に農業委員会の意見書を添えて県（地域振興局）に提出する。

県は許可申請書等及び農業委員会意見書を審査し、知事名で許可又は不許可を行う。

- (3) 審査に当たっては、農地法第3条第2項に規定する許可することができない場合に該当するかどうかを判断するが、許可申請書等の記載事項すべてが許可の判断基準となっているものではない。たとえば、職業に関する記載は審査事項ではなく、譲渡人に関する記載は、申請農地の所有者であること以外、審査の対象ではない。

譲受人本人が必ずしも耕作の事業を行う必要はなく、その世帯として耕作の事業を行うと認められる場合には農地に関する権利の設定又は移転が認められる。

2 条例第7条第2号該当とした理由

答申第75号では、農業経営と直接関係しない個人に関する情報は条例第7条第2号に該当し不開示とすべきであるが、農業経営に関する情報については条例第7条第3号により開示の要否を判断すべきとされており、本件諮問に係る開示決定は、この答申の内容を踏まえている。

この答申の中で具体的に検討されていないと思われる記述や項目については、「農業経営と直接関係しない個人に関する情報は条例第7条第2号に該当し不開示とすべきである」という判断にしたがって更に開示の要否を判断すべきと考えて決定を行ったものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件行政文書の内容を見分した上で、異議申立人の主張内容及び実施機関の説明内容から、本件部分開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 本件行政文書について

本件行政文書は、農地法第3条に係る農地の権利移転の許可に際して実施機関が作成・取得した文書のうち、平成17年1月から平成17年3月までの間に上益城地域振興局管内分として許可を行ったものに関する許可申請書及び農業委員会意見書である。

(1) 許可申請書

許可申請書は、農地の権利移転の許可申請のため、農地法第3条第1項の規定により、譲渡人等及び譲受人等から連署で対象農地のある農業委員会へ提出され、実施機関に進達された文書である。

(2) 農業委員会意見書

農業委員会意見書は、許可申請に基づき対象農地のある町村の農業委員会が作成した文書であり、許可申請書と共に実施機関に提出された文書である。

2 答申第87号について

当審査会は、本件と同様の異議申立て案件について、平成14年10月に答申第75号を行い、本件部分開示決定後の平成17年10月に答申第87号を行っている。

本件行政文書は上記のとおりのものであり、作成期間は異なるものの、その記載項目は答申第87号における対象文書と同様である。

同答申の考え方は、農業経営に直接関係する情報については、条例第7条第3号により判断し、農業経営に直接関係しない個人に関する情報は条例第7条第2号により判断するというものである。

本件諮問に伴い、当審査会で改めて審議したが、同答申の考え方は相当であると考えられる。よって以下、同答申と同様の考え方に基づいて、今回異議申立てが行われた不開示部分の妥当性について検討する。

3 条例第7条第2号（以下単に「第2号」という。）該当性について

第2号は不開示情報として、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの等と規定している。

以下、本件行政文書のうち今回異議申立てが行われた部分が第2号に該当するかどうか検討する。

(1) 許可申請書

① 「1」の「職業」欄

今回、実施機関が不開示としている部分は、農業関係以外の職業が記載された部分であると認められる。

ある個人がどのような職業を有するかという情報は個人に関する情報であり、原則としては第2号に照らして開示・不開示を判断すべきものであるが、行政文書の取得、作成目的に照らして当該文書に記載された職業が当該文書に係る個人の事業に直接関係する情報と認められる場合には、事業を営む個人の当該事業に関する情報として条例第7条第3号に照らして開示・不開示を判断すべきものと考えられる。

これを本件についてみると、許可申請書は農地の権利関係の移転に関するものであり、職業として農業や兼農といった農業関係のものが記載されている場合は、事業情報として開示相当と考えられる。

一方、農業関係以外のものが記載されている場合は、これを農業を営む個人の当該事業に直接関係する情報と言うことはできず、原則どおり第2号に照らして開示・不開示を判断すべきと考えられる。実施機関の説明によれば、本件行政文書における申請者の職業に関する情報は許可の判断に必要な情報とされておらず、この観点からも申請者の職業に関する情報は、農業経営に直接関係する情報とは位置づけられていないものと考えられる。

以上のとおりであり、本件行政文書に記載された農業関係以外の職業は、第2号に該当し、不開示と判断することが相当である。

② 「2」の「所有者氏名」欄

今回、実施機関が不開示としている部分は、申請当事者以外の氏名であると認められる。

これは申請当事者の農業経営の状況とは直接関係しない個人識別情報と考えられ、第2号に該当し、不開示とすることが相当である。

③ 「3. 権利を設定し、又は移転しようとする事由の詳細」欄

今回、実施機関が不開示とした部分は、個人の収入、家族の状況や心情に関する部分、住所の特定につながる部分、申請当事者の氏名等が単独又は組み合わされて記載されていると認められる。

このうち申請当事者の氏名については農業経営に直接関係する情報と認められ、事業情報と考えられるので、第2号ではなく、条例第7条第3号により開示、不開示の妥当性を下記4で検討することとする。

それ以外の部分については、農業経営の状況とは直接関係しない個人識別情報と考えられ、第2号に該当し、不開示とすることが相当である。

④ 「6」の「世帯員の職業」欄

上記①と同様である。

(2) 農業委員会意見書

① 「譲渡の理由」欄

今回、実施機関が不開示とした部分は、個人の収入、年齢、家族の状況や心情に関する部分等が単独又は組み合わされて記載されていると認められる。

これらについては、農業経営の状況とは直接関係しない個人識別情報と考えられ、第2号に該当し、不開示とすることが相当である。

② 「専業兼業の別」欄

今回、実施機関が不開示としている部分は、農業関係以外の職業に関連する記載であると認められるので、上記(1)①と同様である。

4 条例第7条第3号(以下単に「第3号」という。)該当性について

第3号は不開示情報として、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等と規定している。

以下、上記3で事業情報として第3号により開示・不開示を判断すべきとした事項について、検討する。

(1) 許可申請書

① 「3. 権利を設定し、又は移転しようとする事由の詳細」欄の申請当事者の氏名

申請当事者の氏名については、農業という事業を行う者の氏名であり今回、既に「1 申請当事者の氏名(名称)、住所、職業及び年令」欄で開示されている部分と同一と認められ、開示することが相当である。

5 その他

異議申立人は、許可申請書の記載の不備等に関する主張も行っている

が、当審査会の役割は、条例の規定に基づき、実施機関が行った行政文書の開示請求に対する決定の妥当性について、諮問に応じて答申することである。したがって、このような主張の当否を判断する立場にはないが、仮に不備等があれば、実施機関において適切に対応していくべきであることは当然のことと考えられる。

6 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

熊本県情報公開審査会

会	長	益田敬二郎
委	員	大江 正昭
委	員	林田美恵子
委	員	前田 和美
委	員	渡邊 榮文

審査の経過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成 17 年 11 月 22 日	・ 諮問
平成 18 年 2 月 8 日	・ 実施機関から部分開示決定理由説明書を受理
平成 18 年 3 月 20 日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成 18 年 9 月 13 日	・ 審議
平成 18 年 10 月 18 日	・ 審議
平成 18 年 11 月 15 日	・ 異議申立人の口頭意見陳述及び審議
平成 18 年 12 月 13 日	・ 審議

別表1

諮問番号	開示請求を行った日	開示請求に係る行政文書	部分開示決定を行った日	異議申立てを行った日	異議申立てに係る行政文書の名称及び対象項目 (※案件により、対象項目は異なる。)	諮問日
136	H17.8.8	上益城地域振興局が行った農地法第3条許可に係る許可申請書及びその添付書類(登記簿謄本、印鑑証明書等を除く。)、農業委員会意見書並びに当該許可指令書 (平成17年1月1日から同年3月31日の間に行った許可に係るもの)	H17.8.22(6件)	H17.9.30(6件)	農地法第3条許可に係る (1)許可申請書 ①「1. 申請当事者の氏名(名称)住所、職業及び年齢」の職業欄 ②「2. 許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、利用状況、普通収穫高及び耕作者の氏名又は名称」の「所有者氏名」欄 ③「3. 権利を設定し、又は移転しようとする事由の詳細」欄 ④「6. 権利を取得しようとする者又はその世帯員(構成員)がその耕作又は養畜の事業に従事している状況及びその労働力以外の労働力に依存している状況(法人にあってはその法人のその耕作又は養畜の事業に係る労働力の状況)」の「職業」欄 (2)農業委員会意見書 ①「譲渡の理由」欄 ②「専業兼業の別」欄	H17.11.22(6件)

別表2

○許可申請書

諮問番号	日付・申請者	項目	開示すべき部分
136	H17.1.7 ○○○○ ○○○○	「3. 権利を設定し、又は移転しようとする事由の詳細」欄	1文字目から11文字目まで